



## 坂出市からのお願い

### 野外焼却は(野焼き)禁止されています!!

家庭や会社から出るごみについては、ごみの種類にかかわらず、野外での焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外※1を除いて禁止されています。

野外焼却はダイオキシン類による環境汚染をはじめとする大気汚染の原因となり、煙や悪臭、飛灰などで、近隣住民の生活環境に被害を与えてしまいます。

〈罰則〉

廃棄物を不法投棄した者及び違法に野外焼却したもの

5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金(法人は3億円以下の罰金)、またはこれを併科する

※1 一部例外とされている行為

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却  
※河川敷の草焼き、道路の草焼き等
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却  
※災害時の応急対策、火災予防訓練、凍霜害防止のための焼却等
- 風俗習慣上又は宗教上の行事のための必要な廃棄物の焼却  
※正月のしめ縄、門松を焚く行事等
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
※焼き畑、下枝の焼却
- 焚き火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの  
※落ち葉焼き、キャンプファイヤー等

これらの例外行為であっても、野外焼却を推奨しているということではありません。

例外行為であっても燃やす量は必要最小限度にとどめてください。

また、気象条件や時間帯、周辺の住民、環境等への配慮には特に気をつけてください。

### 空き地の管理を適正に!!

空き地に生い茂った雑草やごみが放置されていると、火災、ごみの不法投棄、伝染病等の原因となる病害虫の発生、花粉症等で健康を害する恐れがあり周辺住民の快適で清潔な生活環境を保つことができなくなります。

空き地(土地)の所有者(管理者)は適正な管理をよろしくお願いします。

### ポイ捨て禁止にご協力を!!

タバコやごみなどをポイ捨てするのは絶対にやめてください。

ごみは必ず分別し、適正に処理をお願いいたします。

きれいな町づくりに皆様のご協力をお願いいたします。